

○総務省令第六十八号

公職選挙法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十五号）及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百四十四号）の施行に伴い、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十一日

総務大臣 石田 真敏

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)  第十七条の四 法第四百四十一条第七項、第四百四十二条第十項、第四百四十三条第十四項若しくは第四百六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする者又は法第五百十条第二項の規定の適用を受けようとする候補者届出政党又は同条第二号イ若しくはロに掲げる者は、令第九百九条の四第一項、第九百九条の七第一項(令第九百九条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第一百十条の二第二項(令第一百十条の三及び第九百二十五条の三において準用する場合を含む。以下この項及び第十七条の六において同じ。)、若しくは第九百十条の四第一項又は第九百十一条の五第一項に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを添えて、令第九百九条の四第一項、第九百九条の七第一項、第一百十条の二第二項若しくは第九百十条の四第一項又は第九百十一条の五第一項の規定による届出をしなければならない。)</p> <p>[2 略]</p> <p>(参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る文書の様式)  第十七条の十 令第九百十一条の六第二項第一号に規定する五人要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書は、別記第二十八号様式の十四に準じて作成しなければならない。</p> <p>2 令第九百十一条の六第二項第二号に規定する文書は、別記第二十八号様式の十五に準じて作成しなければならない。</p> <p>(令第九百二十九条第九項の規定による届出書の様式)  第二十九条の二 令第九百二十九条第九項の規定による届出書は、別記第三十二号様式の二に準じて作成しなければならない。</p> <p>別記  第十八号様式の三(参議院名簿届出要件該当確認書の様式) (第十二条の五関係)  [様式 略]  備考  [1 略]  [2 略]</p> <p>3 所属する衆議院議員又は参議院議員として参議院名簿届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書(添付書類1)及び届出をする政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等(法第86条の7第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体で法第86条の3第1項の規定による届出をしていないものを含む。)若しくは法第150条第1項第2号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)  第十七条の四 法第四百四十一条第七項、第四百四十二条第十項、第四百四十三条第十四項若しくは第四百六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする者又は法第五百十条第二項の規定の適用を受けようとする候補者届出政党は、令第九百九条の四第一項、第九百九条の七第一項(令第九百九条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第一百十条の二第二項(令第一百十条の三及び第九百二十五条の三において準用する場合を含む。以下この項及び第十七条の六において同じ。)、若しくは第九百十条の四第一項又は第九百十一条の五第一項に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを添えて、令第九百九条の四第一項、第九百九条の七第一項、第一百十条の二第二項若しくは第九百十条の四第一項又は第九百十一条の五第一項の規定による届出をしなければならない。)</p> <p>[2 同上]</p> <p>〔新設〕  (令第九百二十九条第八項の規定による届出書の様式)  第二十九条の二 令第九百二十九条第八項の規定による届出書は、別記第三十二号様式の二に準じて作成しなければならない。</p> <p>別記  第十八号様式の三(参議院名簿届出要件該当確認書の様式) (第十二条の五関係)  [様式 同左]  備考  [1 同左]  [2 同左]</p> <p>3 所属する衆議院議員又は参議院議員として参議院名簿届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書(添付書類1)及び届出をする政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等又は法第86条の7第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体で参議院名簿の届出をしていないものに所属する者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書(添付書類2)</p>

を添付しなければならない。

に所属する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として第111条の6第2項第1号に規定する五人要件文書にその氏名を記載された者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類2）を添付しなければならない。

【（添付書類1） 略】  
（添付書類2）

宣

誓

書

平成何年何月何日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）何選挙において、本政党（政治団体）以外の参議院名簿届出政党等（公職選挙法第86条の7第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同法第86条の3第1項の規定による届出をしていないものを含む。）若しくは同法第150条第1項第2号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員又は本政党（政治団体）以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として公職選挙法施行令第111条の6第2項第1号に規定する五人要件文書にその氏名を記載された者を本政党（政治団体）に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を参議院名簿届出要件該当確認書に記載していません。

平成何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名 印

第二十八号様式の三（選挙運動用自動車の使用等の契約届出書の様式）（第十七条の四関係）

【その一～その七 略】

その八

【様式 略】

備考

1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の様式です。

2 【略】

3 【略】

4 【略】

その九

政見放送用の録音・録画の契約届出書

次のとおり政見放送用の録音・録画の契約を締結したので届け出ます。

平成何年何月何日

【（添付書類1） 同左】  
（添付書類2）

宣

誓

書

平成何年何月何日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）何選挙において、本政党（政治団体）以外の参議院名簿届出政党等又は公職選挙法第86条の7第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体で参議院名簿の届出をしていないものに所属する者を本政党（政治団体）に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を参議院名簿届出要件該当確認書に記載していません。

平成何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名 印

第二十八号様式の三（選挙運動用自動車の使用等の契約届出書の様式）（第十七条の四関係）

【その一～その七 同左】

その八

【様式 同左】

備考

【新設】

1 【同左】

2 【同左】

3 【同左】

【新設】

何選挙管理委員会委員長 氏 名あて  
 平成何年何月何日執行何選挙（何都道府県）  
 候補者 氏 名 印  
 記

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の 氏名又は名称及 び住所並びに法 人にあつてはそ の代表者の氏名	契約内容		備考
			録音・録画一種 類の契約単価	複製数	
政見放 送用の 録音					
政見放 送用の 録画					

備考

- この様式は、参議院選挙区選出議員の選挙の場合の様式です。
- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第二十八号様式の十一（政見放送用録音・録画証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

**政見放送用録音・録画証明書**

次のとおり政見放送用に録音又は録画したものを証明します。

平成何年何月何日 平成何年何月何日執行何選挙（何都道府県）  
 候補者届出政党名  
 本部の所在地  
 代表者 氏 名 印  
 記

録音又は録画の区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 録音の場合	2 録画の場合

第二十八号様式の十一（政見放送用録音・録画証明書の様式）（第十七条の七関係）

**政見放送用録音・録画証明書**

次のとおり政見放送用に録音又は録画したものを証明します。

平成何年何月何日 平成何年何月何日執行何選挙（何都道府県）  
 候補者届出政党名  
 本部の所在地  
 代表者 氏 名 印  
 記

録音又は録画の区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 録音の場合	2 録画の場合

録音・録画業者の氏名又は名称及び住所

録音・録画業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名					
録音・録画の種類	録音・録画一種類の単価	複製数	複製金額		
	円			円	
備考					

備考

- この証明書は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の証明書です。
- この証明書は、録音又は録画の実績に基づいて、録音・録画業者ごとに（同一業者が録音及び録画を共にする場合には、録音の場合と録画の場合を別業にして）かつ都道府県ごとに別々に作成し、候補者届出政党から録音・録画業者に提出してください。
- この証明書には、候補者届出政党が日本放送協会又は基幹放送事業者（公職選挙法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）に提出した政見放送用録音・録画について記載してください。
- 録音・録画業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 「録音・録画の種類」欄には、契約届出書に記載した番号と同一の番号を記載してください。
- 公費負担の限度額は、録音・録画一種類につき次の金額までです。
  - 録音又は録画に要した金額 総務大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額
  - 複製に要した金額 総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額
- 日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかった録音・録画（公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかったものを除く。）に係る金額については、都道府県に支払を請求することはできません。
- 録音・録画一種類が二以上の都道府県において放送された場合（公職選挙法第151条

並びに法人にあつてはその代表者の氏名					
録音・録画の種類	録音・録画一種類の単価	複製数	複製金額		
	円			円	
備考					

備考

- この証明書は、録音又は録画の実績に基づいて、録音・録画業者ごとに（同一業者が録音及び録画を共にする場合には、録音の場合と録画の場合を別業にして）かつ都道府県ごとに別々に作成し、候補者届出政党から録音・録画業者に提出してください。
- この証明書には、候補者届出政党が日本放送協会又は基幹放送事業者（公職選挙法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）に提出した政見放送用録音・録画について記載してください。
- 録音・録画業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 「録音・録画の種類」欄には、契約届出書に記載した番号と同一の番号を記載してください。
- 公費負担の限度額は、録音・録画一種類につき次の金額までです。
  - 録音又は録画に要した金額 総務大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額
  - 複製に要した金額 総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額
- 日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかった録音・録画（公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかったものを除く。）に係る金額については、都道府県に支払を請求することはできません。
- 録音・録画一種類が二以上の都道府県において放送された場合（公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかった場合を含む。）には、録音又は録

の2第2項又は第3項の規定により放送されなかった場合を含む。)には、録音又は録画に要する金額については、候補者届出政党が録音・録画一種類の契約単価を届け出た一の都道府県にのみ支払を請求することができますので、その届け出た都道府県に関する証明書にのみ記載してください。

画に要する金額については、候補者届出政党が録音・録画一種類の契約単価を届け出た一の都道府県にのみ支払を請求することができますので、その届け出た都道府県に関する証明書にのみ記載してください。

その二

政見放送用録音・録画証明書

次のとおり政見放送用に録音又は録画したものを証明します。

平成何年何月何日

平成何年何月何日執行何選挙 (何都道府県)

候補者 氏 名 印

記

録音又は録画の区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 録音の場合	2 録画の場合
録音・録画業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		
録音・録画一種類の単価	複製数	複製金額
円		円

備考

- 1 この証明書は、参議院選挙区選出議員の選挙の場合の証明書です。
- 2 この証明書は、録音又は録画の実績に基づいて、録音・録画業者ごとに(同一業者が録音及び録画を共にする場合には、録音の場合と録画の場合を別業にして)別々に作成し、候補者から録音・録画業者に提出してください。
- 3 この証明書には、候補者が日本放送協会又は基幹放送事業者(公職選挙法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。)に提出した政見放送用録音・録画について記載してください。
- 4 録音・録画業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 5 公費負担の限度額は、録音・録画一種類につき次の金額までです。
  - (1) 録音又は録画に要した金額 総務大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額
  - (2) 複製に要した金額 総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要す

る金額として複製数に応じて定める金額

6 日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかつた録音・録画（公職選挙法第151条の2の規定により放送されなかつたものを除く。）に係る金額については、都道府県に支払を請求することはできません。

第二十八号様式の十二（請求書の様式）（第十七条の八関係）

【その一～その七 略】

その八

【様式 略】

備考

- 1 この請求書は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の請求書です。
- 2 この請求書は、候補者届出政党から受領した政見放送用録音・録画証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

【（別紙） 略】

その九

請 求 書

（政見放送用の録音・録画）

公職選挙法施行令第111条の5第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

平成何年何月何日

都道府県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人

印

にあつてはその代表者の氏名

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 平成何年何月何日執行何選挙（何都道府県）
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名	
金融機関コード	支店コード	
預金種別	口座番号	

第二十八号様式の十二（請求書の様式）（第十七条の八関係）

【その一～その七 同左】

その八

【様式 同左】

備考

この請求書は、候補者届出政党から受領した政見放送用録音・録画証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

【（別紙） 同左】

【新設】

ふりがな	
□ 座 名	

備考

- この請求書は、参議院選挙区選出議員の選挙の場合の請求書です。
- この請求書は、候補者から受領した政見放送用録音・録画証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。(別紙)

請求内訳書

(1) 録音の場合

録音単価 (A)	録音基準 限度額 (B)	複製数	複製金額 (C)	複製基準 限度額 (D)	請求金額			備考
					録音に要 した金額 (E)	複製に要 した金額 (F)	計 (E) + (F) = (G)	
円	円		円	円	円	円	円	

備考

- (D) 欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- (E) 欄には、(A) 欄と (B) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (F) 欄には、(C) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

(2) 録画の場合

録画単価 (A)	録画基準 限度額 (B)	複製数	複製金額 (C)	複製基準 限度額 (D)	請求金額			備考
					録画に要 した金額 (E)	複製に要 した金額 (F)	計 (E) + (F) = (G)	

円	円	円	円	円	円
---	---	---	---	---	---

備考

- (D) 欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に  
応じて定める金額を記載してください。
- (E) 欄には、(A) 欄と (B) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (F) 欄には、(C) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

衆議院議員の十回 (五人要件文書類 2) (衆議院議員の十回)

五人要件文書

本政党 (政治団体) は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり 5人以上有して  
おり、公職選挙法第 150 条第 1 項第 2 号イ(1)に該当するものであります。

平成何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名 印

記

氏 名	衆議院議員又は 参議院議員の別	選 挙 区	選挙執行年月日	備 考

備考

- 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければ  
ならない。
- 令第 111 条の 8 第 1 項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければなら  
ない。
- 所属する衆議院議員又は参議院議員として五人要件文書にその氏名を記載されることに  
ついての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書 (添付書類 1) 及び令第 111 条の 8 第  
2 項又は第 3 項の規定によりその氏名を記載することができないとされている者の氏名を  
記載してはいけないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書 (添付書類 2) を  
添付しなければならない。

【添付】

(添付書類 1)

承 諾 書

平成何年何月何日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）何選挙の何選挙区において、何政党（政治団体）に所属する衆議院議員（参議院議員）として五人要件文書に記載されることを承諾します。

平成何年何月何日

衆議院議員（参議院議員）（何選挙区）

氏 名 印

代表者 氏 名 印

政党その他の政治団体の名称

備考 「何選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならぬ。  
(添付書類 2)

宣 誓 書

平成何年何月何日に執行される（任期が満了することに伴う・事由が生じた）何選挙において、公職選挙法施行令第 111 条の 8 第 2 項又は第 3 項の規定によりその氏名を記載することができないとされている者を本政党（政治団体）に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を五人要件文書に記載していいことを誓います。

平成何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名 印

第二十八号様式の十五（参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書の様式）（第十七条の十関係）

参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書

平成何年何月何日執行の何選挙における本政党（政治団体）の得票総数は何票であり、本政党（政治団体）は、公職選挙法第 150 条第 1 項第 2 号イ(2)に該当するものであります。

平成何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名 印

(内訳)

公職の候補者の氏名	選挙区	得票数

【新設】







支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円	枚	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円	枚	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円	枚	円
	政見放送のための録画等	円		円
	計			円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであつて、真実に相違ありません。

平成何年何月何日

出納責任者 住所 氏 名 ㊦

備考

[1・2 略]

3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常兼書、ピラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成、政見放送のための録画等に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。  
[4～7 略]

衆三十二号様式（様式書の改正）の公報の様式（衆三十四号関係）

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成何年何月何日執行 何選挙（何選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	候補者届出政党、 参議院名簿届出政党		
-------	-----------------------	--	--

支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円	枚	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円	枚	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円	枚	円
	計			円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであつて、真実に相違ありません。

平成何年何月何日

出納責任者 住所 氏 名 ㊦

備考

[1・2 略]

3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常兼書、ピラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。  
[4～7 略]

衆三十二号様式（様式書の改正）の公報の様式（衆三十四号関係）

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成何年何月何日執行 何選挙（何選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	候補者届出政党、 参議院名簿届出政党		
-------	-----------------------	--	--

	等又は所属党派	何月何日から 何月何日まで	第何回分
出納責任者氏名	期間		
収入			
主たる寄附 氏名 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	円
何 何 何 何	何 何 何 何	円	
何 某 何 何	何 何 何 何		
何 何 何 何	何 何 何 何		
その他の寄附	何件	何	
その他の収入			
今回計		何	
前回計		何	
総計		何	
支出			
人件費			円
家屋費			
選挙事務所費			
集会会場費			
通信費			
交通費			
印刷費			
広告費			
文具費			
食糧費			
宿泊費			
雑費			
今回計			
前回計			
総計			
項	目	金額	
	選挙運動用通常集書の作成	円	
	ビラの作成	円	
	ポスターの作成	円	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円	
	支出のうち公費 負担相当額		

	等又は所属党派	何月何日から 何月何日まで	第何回分
出納責任者氏名	期間		
収入			
主たる寄附 氏名 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	円
何 何 何 何	何 何 何 何	円	
何 某 何 何	何 何 何 何		
何 何 何 何	何 何 何 何		
その他の寄附	何件	何	
その他の収入			
今回計		何	
前回計		何	
総計		何	
支出			
人件費			円
家屋費			
選挙事務所費			
集会会場費			
通信費			
交通費			
印刷費			
広告費			
文具費			
食糧費			
宿泊費			
雑費			
今回計			
前回計			
総計			
項	目	金額	
	選挙運動用通常集書の作成	円	
	ビラの作成	円	
	ポスターの作成	円	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円	
	支出のうち公費 負担相当額		

個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
政見放送のための録画等		円
計		円

報告書受理年月日	平成何年何月何日	第何回報告分
----------	----------	--------

【備考 略】

第三十二号様式の二（令第百二十九条第九項の規定による届出書の様式）（第二十九条の二関係）

【様式 略】

備考 【一 略】

- 二 公職選挙法第百五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者が同条第二項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第百九十七条の二第二項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第八十六条の四第一項、第二項、第五項の規定による届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め五十人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第百二十九条第七項に規定する場合である」と記載するものとする。
- 三 【略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
計		円

報告書受理年月日	平成何年何月何日	第何回報告分
----------	----------	--------

【備考 同左】

第三十二号様式の二（令第百二十九条第八項の規定による届出書の様式）（第二十九条の二関係）

【様式 同上】

備考 【一 同上】

【新設】

- 二 【同上】

## 附 則

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月二十五日）から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙から適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例による。